

平成23年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

高齢者施設等における福祉用具利用と 効果的な運用体制に関する調査研究事業

概要版



平成24年3月

社団法人 日本福祉用具供給協会

はじめに

介護保険制度施行から12年を経て、介護保険サービスの受給者数は拡大の一途をたどっています。近年は、地域包括ケア研究会で「(リハビリに取り組む前段階としての)自立支援促進」、「してあげる介護」からの脱却の重要性が指摘され、社会保障審議会でも「(不適切な用具利用による)廃用症候群(生活不活発病)促進の可能性」が指摘されるなど、自立支援促進に向けた取り組みが求められてきています。

自立支援の有効なツールである福祉用具の利用状況をみると、在宅介護については福祉用具専門相談員および介護支援専門員が継続的にモニタリングを行い、必要に応じて用具を入れ替えるなどの継続的対応の体制がつくられています。これに対して高齢者施設における福祉用具利用については、必ずしも自立支援の観点からの明確な支援の体制が整っているとはいえない状況が指摘されています。今後、施設から在宅へのシフトが進む介護環境においては、入所中の生活環境についてもこれまで以上に自立支援を意識した生活環境の整備が重要となります。

こうした問題意識に基づき、社団法人日本福祉用具供給協会では、平成23年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)の補助金により「高齢者施設等における福祉用具利用と効果的な運用体制に関する調査」を行いました。この調査では、高齢者施設等における個々の入所者の自立支援の視点から見た生活環境整備の状況、特に生活行動支援場面における福祉用具の選定と利用指導の状況を把握しました。さらに、施設全体での福祉用具運用・管理の状況と利用効果の評価の体制についても把握し、自立支援に向けた環境整備の視点から、効果的な福祉用具の利用とその運用・管理のあり方を提案しています。

この冊子は、福祉用具貸与事業者をはじめ、高齢者介護施設、リハビリテーション専門職等、福祉用具に関わる多くの関係者の皆様に、上記調査の成果の概要をご紹介するものです。

今後は施設と居宅や高齢者住宅などとの行き来がこれまで以上に増加すると予想されますが、こうした状況でも、施設に入所した際に適切な福祉用具の利用環境が得られるように、本報告書を基に今後の対応について活発な議論が行われることを期待するものです。

平成24年3月
社団法人日本福祉用具供給協会

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| ① 調査の目的 | 1 |
| ② 調査の概要 | 1 |
| ③ アンケート調査の結果 | 2 |
| 3－1 高齢者施設における福祉用具管理の現状 | |
| 3－2 福祉用具の管理・メンテナンスの体制 | |
| 3－3 福祉用具の適用判断、利用指導 | |
| 3－4 福祉用具供給事業者との連携 | |
| 3－5 施設における福祉用具利用の促進に向けて | |
| ④ ヒアリング調査結果のまとめ | 8 |
| ⑤ 施設における福祉用具利用のあり方 | 9 |
| 【参考】在宅介護における福祉用具の交換利用の状況 | |
| おわりに | 13 |

1 調査の目的

地域包括ケア研究会で「自立支援促進」「してあげる介護からの脱却」の重要性が指摘され、社会保障審議会でも「廃用症候群促進の可能性」が指摘されるなど、適切な福祉用具の活用による自立支援促進に向けた取り組みが求められてきています。

在宅介護における福祉用具利用については、福祉用具専門相談員および介護支援専門員が継続的にモニタリングを行い、必要に応じて用具を入れ替えるなどの継続的対応の体制がつくられています。これに対して高齢者施設等では、入所生活行動を支援する福祉用具利用については、自立支援の観点からの支援の体制が必ずしも十分ではない状況が指摘されています。

そこで、本事業では、高齢者施設等における個々の入所者の自立支援に向けた生活環境整備の状況、特に生活行動支援場面における福祉用具の選定と利用指導の状況を把握しました。さらに、施設全体での福祉用具運用・管理の状況と利用効果の評価の体制についても把握し、自立支援に向けた環境整備の視点から、効果的な福祉用具の運用・管理のあり方を検討しました。

2 調査の概要

この調査では、介護老人福祉施設および介護老人保健施設を対象として、アンケート調査とヒアリング調査を行い、高齢者施設等における福祉用具の管理・運用のあり方について検討しました。

| | | |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | アンケートによる 実態調査 | ■調査対象 介護老人福祉施設：2000（全国老人福祉施設協議会加盟施設） 介護老人保健施設：1100（全国老人保健施設協会加盟施設） ■調査実施期間 平成23年10月～平成23年12月中旬 |
| 2 | ヒアリングによる 先進事例調査 | ■調査対象 介護老人保健施設3施設 |
| 3 | 高齢者施設等における 福祉用具管理・ 運用のあり方検討 | ■入所者の自立支援促進のための福祉用具利用のあり方 ■施設としての福祉用具運用・管理のあり方、体制整備のあり方 ■福祉用具の運用・管理に関する福祉用具事業者との連携のあり方 |

3 アンケート調査の結果

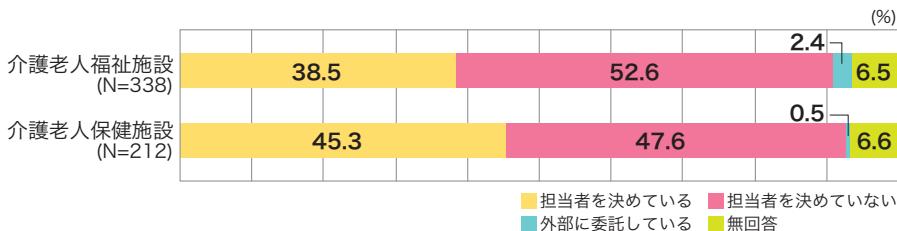
3-1 高齢者施設における福祉用具管理の現状

アンケート調査の集計結果の中から、主なものをご紹介します。

はじめに、施設における福祉用具の管理担当者の設置の有無から管理担当者の職種や資格等、施設における福祉用具の管理の現状を紹介します。

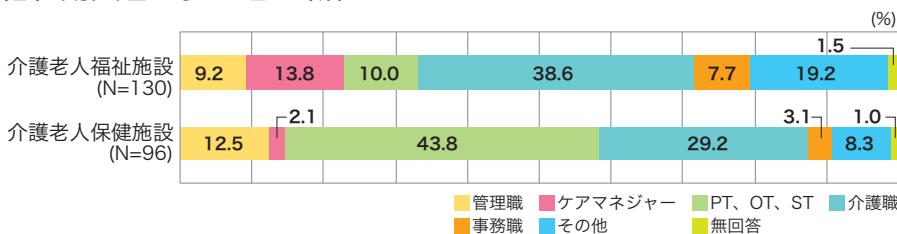
福祉用具の管理担当者について

● 福祉用具管理担当者の設置



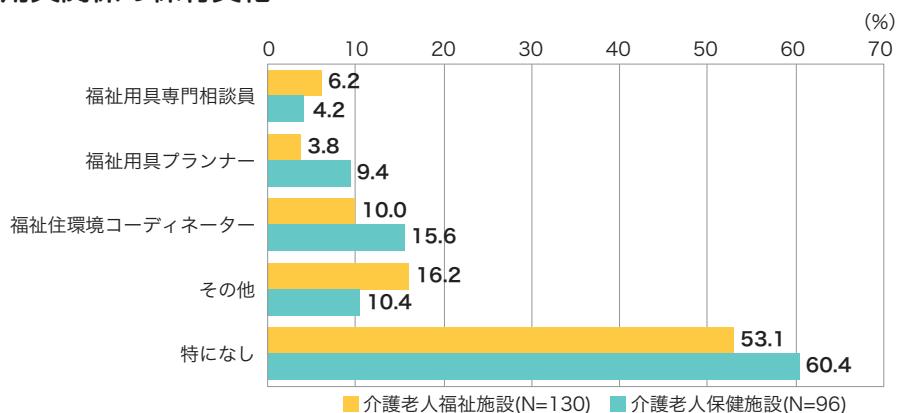
福祉用具の管理担当者については、介護老人福祉施設、介護老人保健施設ともに担当者をおいていない施設が約半数にのぼり、担当者を決めている施設は4割程度にとどまっています。

● 福祉用具管理担当者の職種



福祉用具管理担当者の職種は介護老人福祉施設では介護職が4割弱で最も多いです。介護老人保健施設ではPT・PT・STが4割強で最も多くなっています。

● 用具関係の保有資格



福祉用具管理担当者の福祉用具関係の保有資格としては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設ともに「特になし」が大半です。

3

アンケート調査の結果

3-2 福祉用具の管理・メンテナンスの体制

福祉用具の整備について計画的に取り組まれているか、管理・メンテナンスについて組織的な位置付け・役割が決まっているか、といった福祉用具の管理運営体制について紹介します。

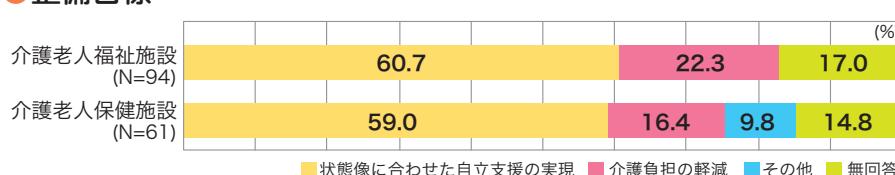
用具の計画的整備

●計画的な整備・充実の仕組み



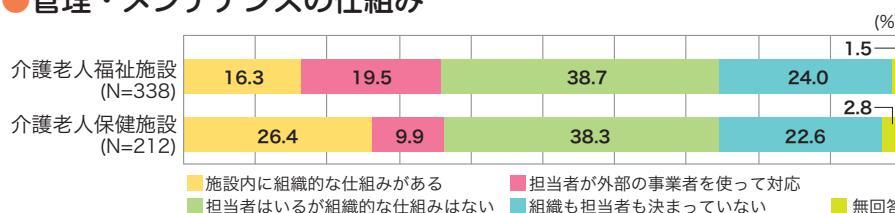
福祉用具の整備を計画的に行っているのは3割程度、そのうち年度計画に沿って整備しているのは2割程度です。

●整備目標



整備計画を有する施設の整備目標は「状態像に合わせた自立支援の実現」が約6割です。

●管理・メンテナンスの仕組み



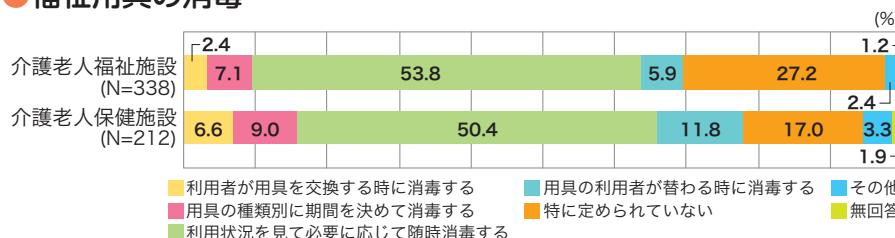
管理・メンテナンスの仕組みとしては「担当者はいるが組織的な仕組みはない」が4割弱、「組織も担当者も決まっていない」が2割強です。

●リハ専門職の関与の仕方



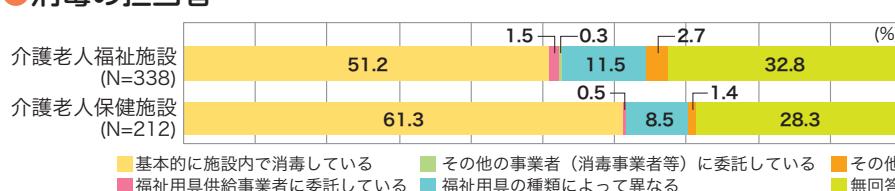
リハ専門職の関与の仕方は、介護老人福祉施設では「必要に応じて専門的立場でアドバイスする」が4割強、介護老人保健施設では「必要に応じて専門的立場でアドバイスする」が約8割です。

●福祉用具の消毒



福祉用具の消毒は、「利用状況を見て必要に応じて随時消毒する」が5割強です。介護老人福祉施設と介護老人保健施設の差はほとんどありません。

●消毒の担当者



福祉用具の消毒を行っている人については、「基本的に施設内で消毒している」が過半数でした。また、「不明」も3割程度です。

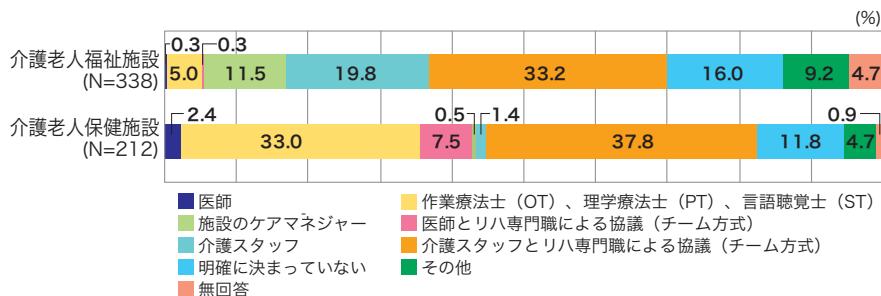
3 アンケート調査の結果

3-3 福祉用具の適用判断、利用指導

入所時の入所者の実質的な福祉用具の必要性の判断や入所後に使用している福祉用具の見直し、職員むけの研修、重点的に利用指導している福祉用具等について紹介しています。

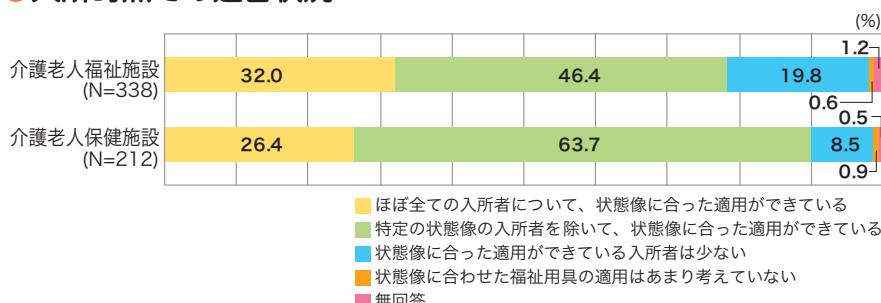
入所時について

●必要性の判断をする人



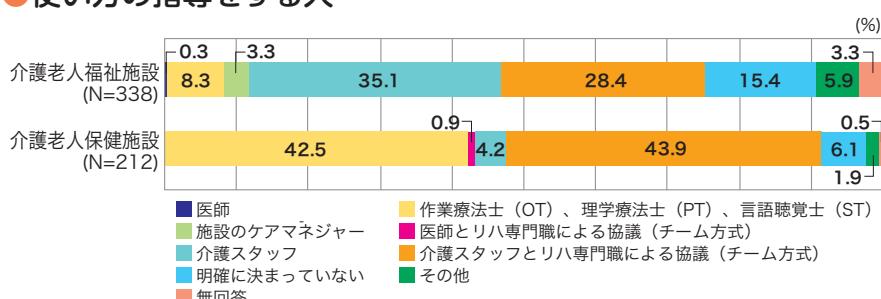
介護老人福祉施設では、入所者に対する実質的な福祉用具の必要性の判断をする人は、「介護スタッフとリハ専門職による協議(チーム方式)」が3割強にのぼり、「次いで介護スタッフ」が2割でした。一方、介護老人保健施設では「介護スタッフとリハ専門職による協議(チーム方式)」「作業療法士、理学療法士、言語聴覚士」がそれぞれ3割強であり、施設特性の違いを反映した結果となっています。

●入所時点での適合状況



介護老人福祉施設では入所時点での「特定の状態像の入所者を除いて、状態像に合った適用ができる」と「特定の状態像の入所者を除いて、状態像に合った適用ができる」が5割弱、「ほぼ全ての入所者について、状態像に合った適用ができる」が3割強でした。介護老人保健施設では「特定の状態像の入所者を除いて、状態像に合った適用ができる」が7割弱にのぼり、「ほぼ全ての入所者についてできている」を合わせると9割を超えます。

●使い方の指導をする人

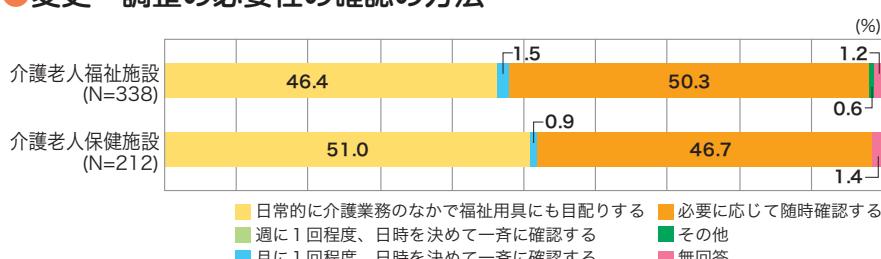


介護老人福祉施設では「介護スタッフ」が3割強にのぼり、「介護スタッフとリハ専門職による協議(チーム方式)」は3割弱でした。

介護老人保健施設では「作業療法士(OT)、理学療法士(PT)、言語聴覚士(ST)」「介護スタッフとリハ専門職による協議(チーム方式)」がそれぞれ4割強にのぼり、リハ専門職の関与が普及しています。

入所後の対応

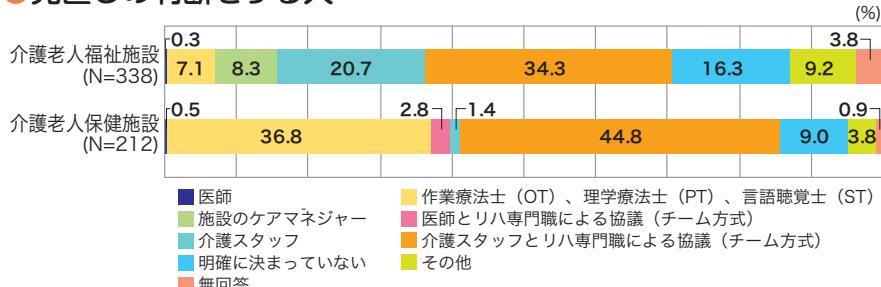
●変更・調整の必要性の確認の方法



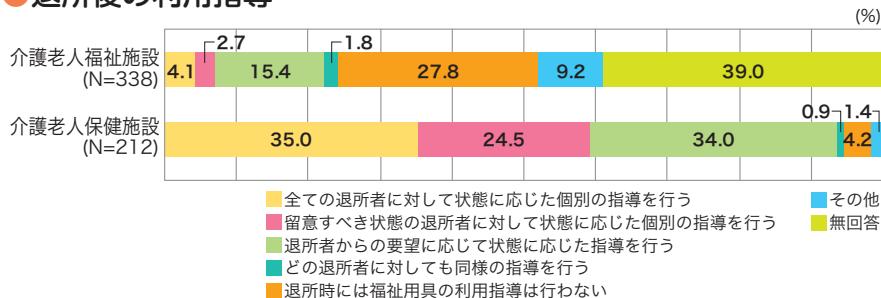
入所中に、福祉用具の変更・調整の必要性の確認をする方法は、「必要に応じて随時確認する」「日常的に介護業務のなかで福祉用具にも目配りする」がそれぞれ5割弱でした。

入所後の対応（つづき）

●見直しの判断をする人



●退所後の利用指導

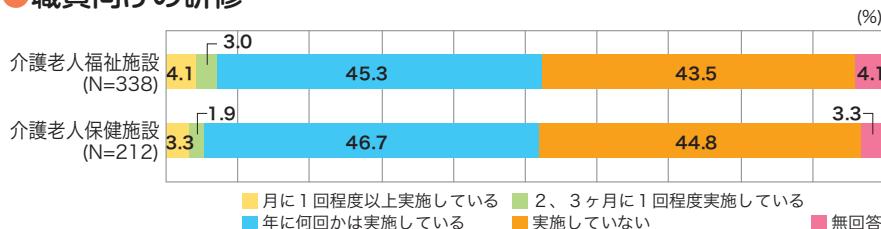


全体では「介護スタッフとリハ専門職による協議（チーム方式）」が4割弱でした。また、介護老人保健施設では「介護スタッフとリハ専門職による協議（チーム方式）」が5割弱、「作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）」が3割強でした。

退所前に、退所後の福祉用具利用指導を行っているかについて、介護老人福祉施設では「不明」が4割弱、「退所時には福祉用具の利用指導は行わない」が3割弱と多いです。介護老人保健施設では「退所者からの要望に応じて状態に応じた指導を行う」が4割弱、「全ての退所者に対して状態に応じた個別の指導を行う」が3割強、ほとんどの施設が何らかの形で退所時にも福祉用具利用指導を行っています。

研修

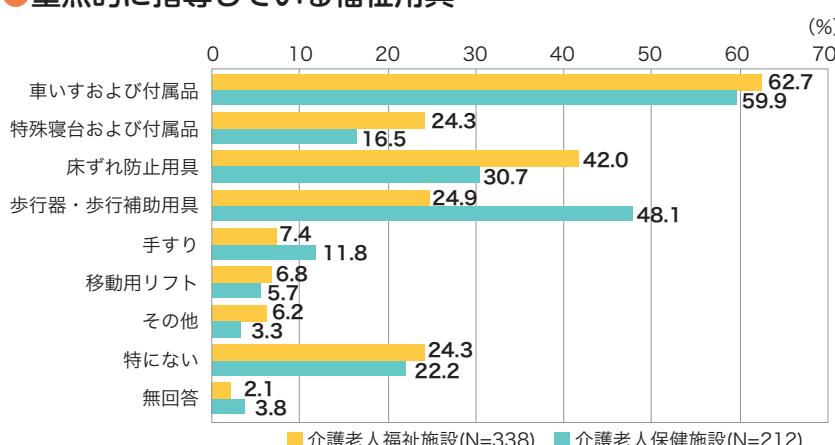
●職員向けの研修



職員向けの研修の方法をどのように行っているかについては、「年に何回かは実施している」が5割弱、「実施していない」が4割強でした。

重点的に指導する福祉用具

●重点的に指導している福祉用具



施設として、適用、利用指導を特に重点的に行っている福祉用具は、全体では「車いすおよび付属品」が6割強、「床ずれ防止用具」が4割弱、「歩行器・歩行補助用具」が3割程度でした。

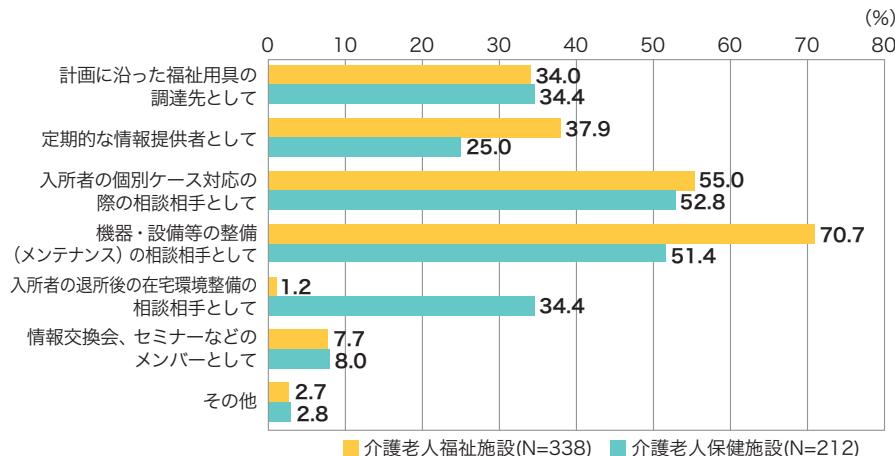
3 アンケート調査の結果

3-4 福祉用具供給事業者との連携

福祉用具供給事業者との接触機会・連携など、施設と供給事業者がどのようなタイミングに連携を図っているかを紹介します。

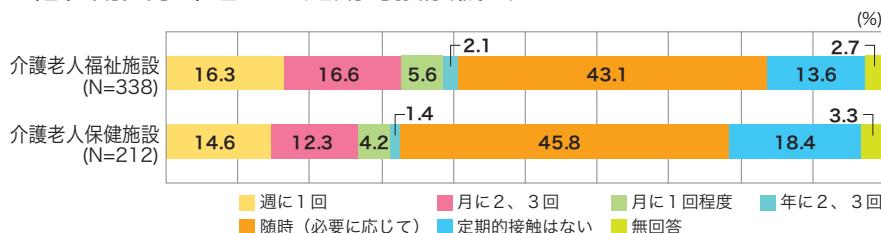
福祉用具供給事業者との接触機会

● 福祉用具事業者との接触機会



福祉用具事業者と接触がある場合の主な機会は、「機器・設備等の整備(メンテナンス)の相談相手として」が6割強、「入所者の個別ケース対応の際の相談相手として」が約5割、「定期的な情報提供者として」が3割強、「計画に沿った福祉用具の調達先として」が約3割でした。

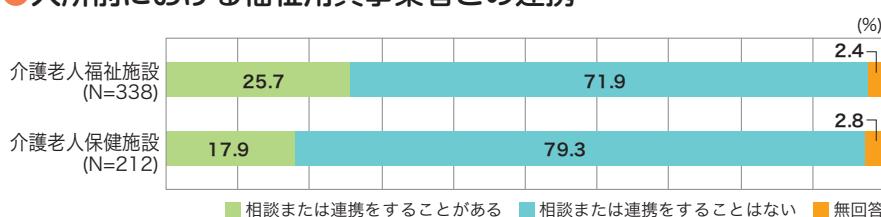
● 福祉用具事業者との定期的接触機会



福祉用具供給事業者との定期的な接觸機会は、「隨時(必要に応じて)」が4割強でした。

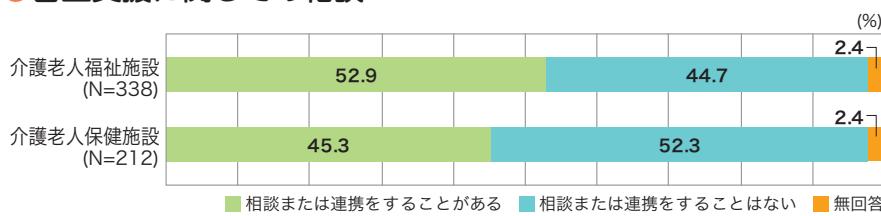
福祉用具供給事業者との連携

● 入所前における福祉用具事業者との連携



入所時における入所前生活環境確認に関して、福祉用具供給事業者と相談または連携があることがあるかについては、「相談または連携をすることがある」は2割程度でした

● 自立支援に関しての相談



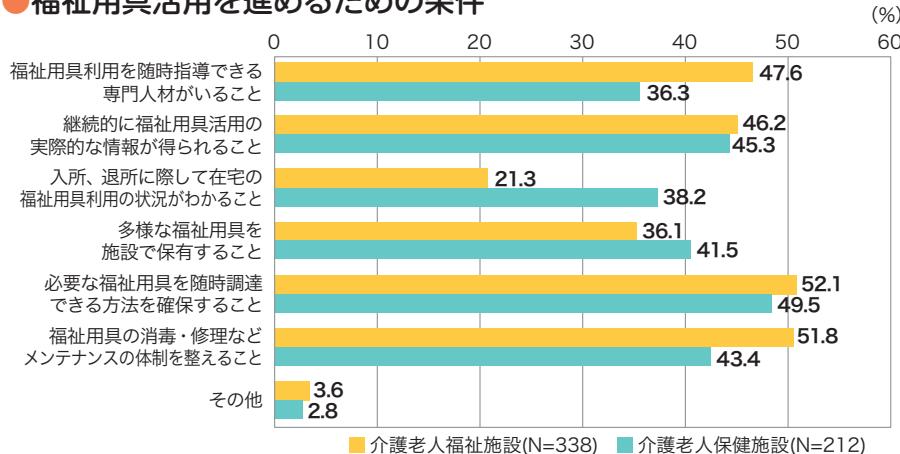
入所者の入所中の自立支援に関しては、「相談または連携をすることがある」が全体で5割強でした。介護老人保健施設では5割弱でやや少くなりました。

3 アンケート調査の結果 3-5 施設における福祉用具利用の促進に向けて

福祉用具の活用をすすめるために必要な条件、今後導入したい福祉用具、福祉用具貸与の必要性など、高齢者施設等における福祉用具の利用促進に関する項目を紹介します。

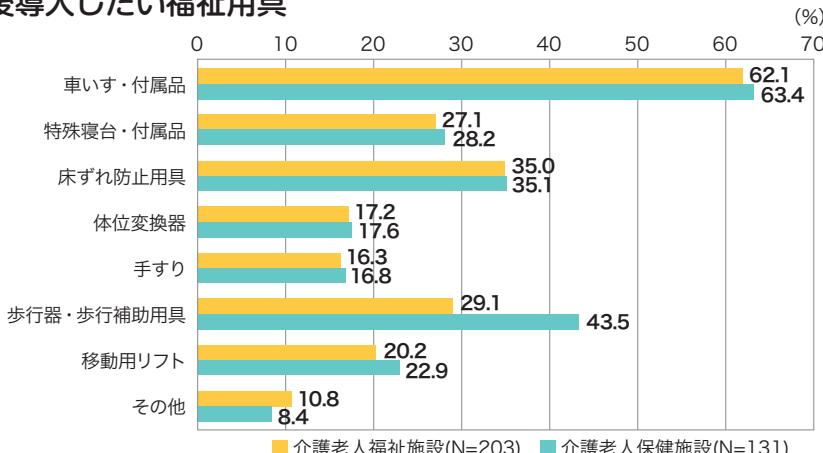
●福祉用具活用を勧めるために●

●福祉用具活用を進めるための条件



介護老人福祉施設では、「継続的に福祉用具活用の実際的な情報が得られること」、「必要な福祉用具を随時調達できる方法を確保すること」等がそれぞれ約5割でした。介護老人保健施設では「継続的に福祉用具活用の実際的な情報が得られること」、「多様な福祉用具を施設で保有すること」、「必要な福祉用具を随時調達できる方法を確保すること」が5割弱でした。

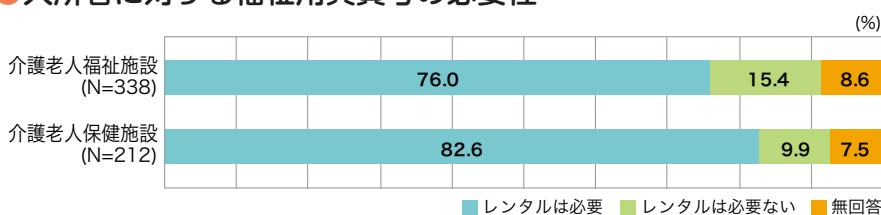
●今後導入したい福祉用具



入所者の自立支援を進めるため、今後導入したい福祉用具の有無については、「ある」が約6割でした。導入したい福祉用具は、「車いす・付属品」が6割強、「床ずれ防止用具」が4割弱、「歩行器・歩行補助用具」が3割強でした。

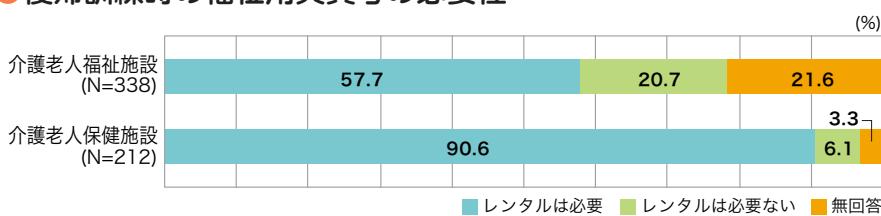
●福祉用具貸与の必要性●

●入所者に対する福祉用具貸与の必要性



入所中の入所者に対する福祉用具の貸与（レンタル）の必要性については、「レンタルは必要」という回答が多く、介護老人福祉施設では7割以上、介護老人保健施設では8割以上でした。

●復帰訓練時の福祉用具貸与の必要性



退所時の復帰訓練中に入所者への福祉用具の貸与（レンタル）の必要性の回答も多く、介護老人福祉施設では「レンタルは必要」が6割弱、介護老人保健施設では9割以上が必要と回答しました。

4

ヒアリング調査結果のまとめ

リハ専門職が福祉用具利用に積極的に関わっている介護老人保健施設（3施設）へのヒアリング調査結果を整理して、先進施設における福祉用具の活用の取組の特徴を以下にまとめました。

● 福祉用具導入の計画性

- 「ベッド、車いすを中心に入所者に適合できるものを充実させる」「入所者の変化にタイムリーに対応するため車いすの数を充実させる」など、福祉用具活用の方針

とそれに即した調達のパターンがある。

- 退所、入所時の福祉用具の調達を円滑にするため、福祉用具貸与事業所を併設している例もある。

● 福祉用具の管理

- 福祉用具を管理する部署（組織）と管理の方法が明確になっている。
- 管理部署は施設の組織構成に応じてしかるべき部署が担当しており、施設により異なる。

- 管理方法は、施設運営の特性、考え方によれば業務の中からやりやすい方法が工夫されている。
- 月単位くらいで状況確認している。

● 施設内研修

- 定期的な施設内研修が行われている。
- ケアミーティング等日常業務の中で福祉用具利用のノウハウに関する情報を交換できる工夫がある。

- これらを通じて、施設職員全体が福祉用具に関して一定レベルの知識を保持している。

● リハ専門職の役割と施設スタッフの役割

- 「予後予測をしてリハビリテーション計画を策定する」など、リハ専門職の基本の立ち位置はあくまでもリハビリテーションにある。
- リハビリテーションとケアの関係づけ、目標設定など、ケアとの接点を重視している。

- その観点から福祉用具の適用判断がなされ、利用方法が指導される。
- 入所者の状況確認は介護スタッフの役割であるが、研修等で福祉用具の知識も高めることで、福祉用具の利用状況確認も合わせて行えるようになっている。

● 福祉用具貸与事業所との連携

- 福祉用具事業所と密度の高い連携を実現している（貸与事業所を併設しているなど）。
- 連携形態の違いは各施設の機能的特性や運営の方針によるところが大きい。
- 貸与事業者は施設内での福祉用具にかかわるだけでなく、

入所者の入所・退所に密着して施設の中から外、外から中へ移行するフェーズでの対応に重点がある。

- こうしたケース対応だけでなく、定期的な接点を持つことで事業者が福祉用具に関する最新情報を継続的に提供する役割も重要視されている。

● 入所時・退所時の関わり

- リハ専門職は入所・退所に際して、次の移動先の居住環境を事前に確認し、移動後の生活環境が移動前と断絶しないよう配慮し、環境整備（＝福祉用具活用）に注

力している。

- 環境整備が円滑に進むよう、福祉用具事業者もこのフェーズで密接に連携している。

● 福祉用具活用のポイント

- 入所者の個別特性に対応する観点から、在宅と同様に福祉用具をレンタルできることが望まれている。
- 入所、退所等移動の前後でも居住環境を一定に維持するため、福祉用具の柔軟な利用が重要となっている。

- 施設における福祉用具活用は、多様な福祉用具を施設へ供給することだけでなく、入所、退所といった変化に柔軟に対応する供給の仕組みを有することも重要である

アンケート調査、ヒアリング調査の結果から現状の課題を整理し、今後、高齢者介護施設において、入所者の自立支援につながる福祉用具の利用を促進するための取り組みの方向性をまとめました。

1. 高齢者施設における福祉用具の利用と管理の現状

- 福祉用具の管理について組織的な対応を取っていない施設が過半数である。
- 福祉用具の管理は専門的な知識を背景に取り組むべきとの認識は普及していない。
- 福祉用具を適切に利用することで入所者の自立促進が実現できることの認識が普及していない。

まず、個々の入所者への適用水準を高めることの重要性の普及を図る。
その上で、各施設で福祉用具の活用に関する考え方、取扱いの方針を検討することが重要である。

2. 福祉用具の管理・メンテナンスの体制

- 福祉用具の整備を計画的に取り組んでいる施設は少数
- 「状態像に合わせた自立支援の実現」の具体的な手段が確保されていない。
- 福祉用具の管理・メンテナンスは、施設の管理運営業務の中で1つの独立した分野として認識されていない。

「福祉用具の管理は施設の管理運営業務の中で1つの独立した分野である」という認識の普及を図る。
合わせて、「福祉用具の管理には専門的な知識と対応が必要である」という認識も普及させることが重要である。

3. 福祉用具の適用判断、利用指導を核とした対応の促進

- 介護老人保健施設では福祉用具の適用判断、利用指導に関してリハ専門職中心に対応する体制。福祉施設では介護職中心の対応となっている。
- 退所を前提とする保健施設では退所時の指導を行っている。
- 保健施設でも、リハ専門職中心で対応する施設と、リハ専門職と介護職との協議（チーム体制）で対応する施設とが半々の状況である。
- 多くの施設において、研修により職員に普及を図るべき技術・知識のとしての位置づけが認められていない。

福祉用具の利用認識の普及促進は、リハ専門職が配置されており、退所時の利用指導が普及している介護老人保健施設から展開する。

介護老人福祉施設については、先進施設事例情報の普及など、福祉用具利用への関心喚起からのアプローチが実際的である。

介護老人福祉施設は、福祉用具の管理に介護スタッフが携わる体制なので介護スタッフ向けの福祉用具利用指針等の普及を図る。

4. 福祉用具供給事業者との連携

- 福祉用具事業者との相談、連携は「必要が生じた時」に都度対応する施設が多い。
- 定期的な接触機会がないため、福祉用具事業者から提供される情報が蓄積されていない。
- 事業者との相談、連携の対象は主に所中の入所者。介護老人保健施設では退所後の生活環境整備までフォローする取組がある程度定着している。
- 入所者の生活の連続性を維持する視点が重視されると、入所前の生活環境確認から相談、連携する機会が拡大する可能性がある。

福祉用具事業者（福祉用具専門相談員）が、3. で提案した施設への関心喚起の働きかけの役割を担うことができる。

入所者の生活環境の連続性維持の観点から、福祉用具事業者が、在宅環境と施設環境の情報提供、連続性を維持するための提案などの役割を担うことができる。

福祉用具事業者としては、介護老人保健施設はリハビリテーション専門職、介護老人福祉施設は福祉用具調達の担当者を窓口としてアプローチすることが有効ではないか。

5. 施設における福祉用具利用の促進に向けて

- 入所者の自立支援の観点から、個々の入所者に適合した福祉用具を適合したいという施設側の要望は大きい。
- 個々の入所者に適合した福祉用具の調達手段として、福祉用具貸与への期待、ニーズは大きい。特に介護老人保健施設でより期待が大きい。

施設側の「期待」を施設運営における具体的な対応に結びつけるための方策・仕組みの検討を進めるべきではないか。

検討に際しては、施設で福祉用具の活用を拡大することの分かりやすい目標設定（在宅と同じ環境の実現等）が重要である。

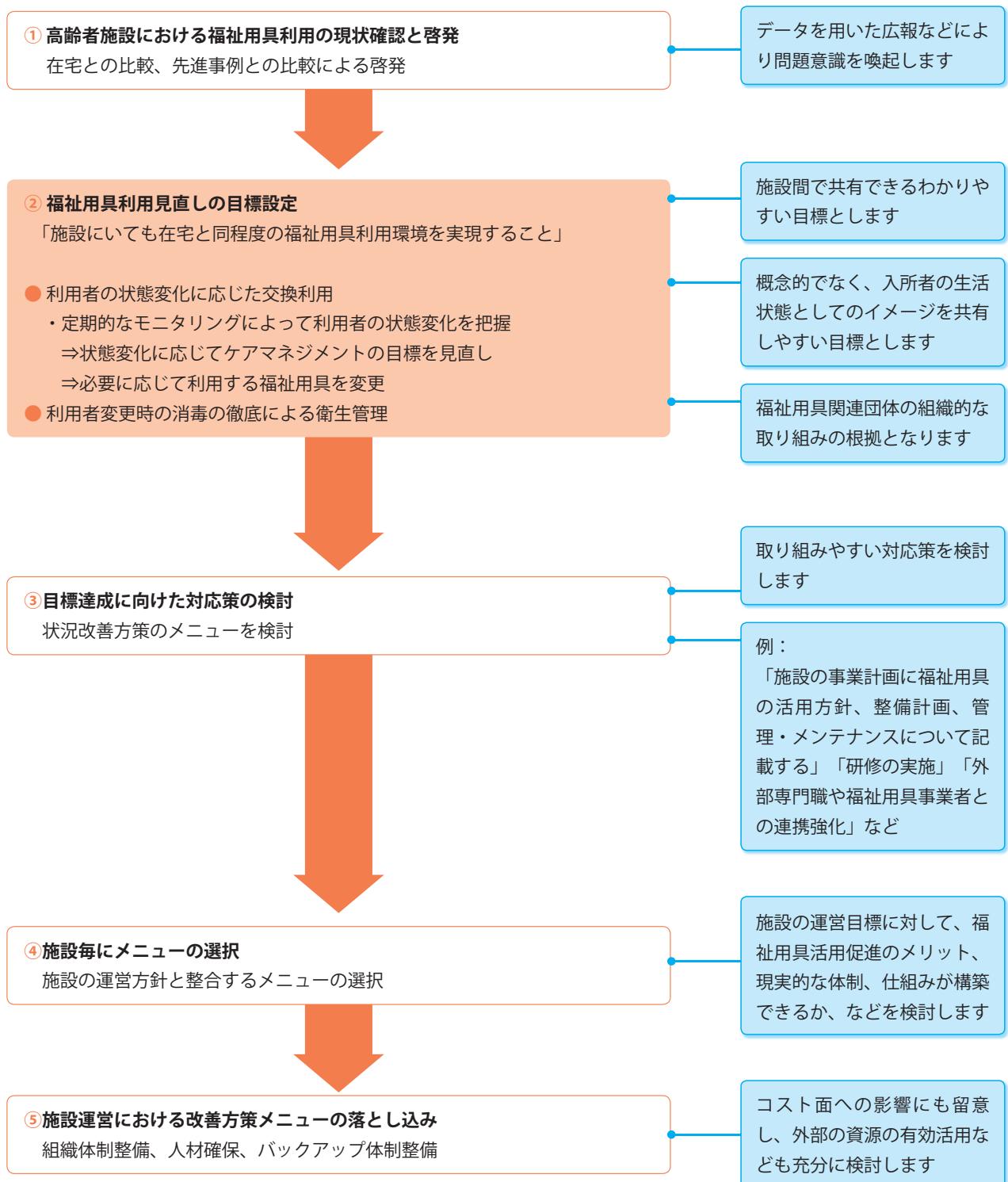
こうした方策、仕組みを継続的に協議する機会あるいは組織の創出が必要ではないか。

5

施設における福祉用具利用のあり方 【目標の設定と働きかけ】

施設において、入所者の自立支援の実現のために、すでにあるものを工夫して使うにとどまらず、個々の入所者の状態の応じた最適な福祉用具を積極的に導入することが望まれます。

ここでは、「施設にいても在宅と同程度の福祉用具利用環境を実現すること」という目標を掲げ、実現に向けたステップを提案しています。

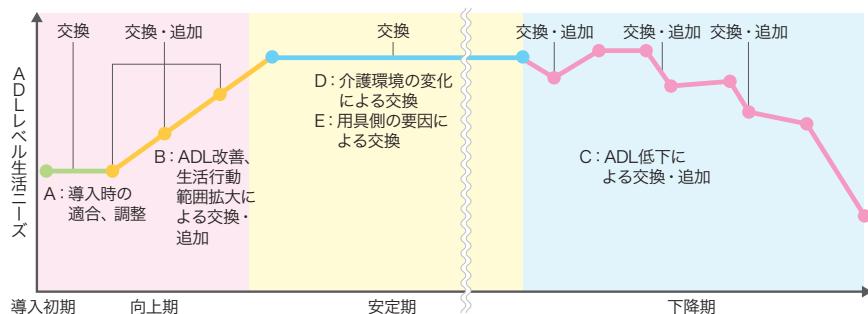


参考

在宅介護における福祉用具の交換利用の状況

利用者の状態に合わせて福祉用具の交換を行うことにより、利用者の自立した生活を維持することができます。在宅では福祉用具貸与サービスを効果的に活用し、利用者の状態の変化に応じて適切な福祉用具を借り換えながら、自立支援を目指しています。

交換・追加利用のモデル



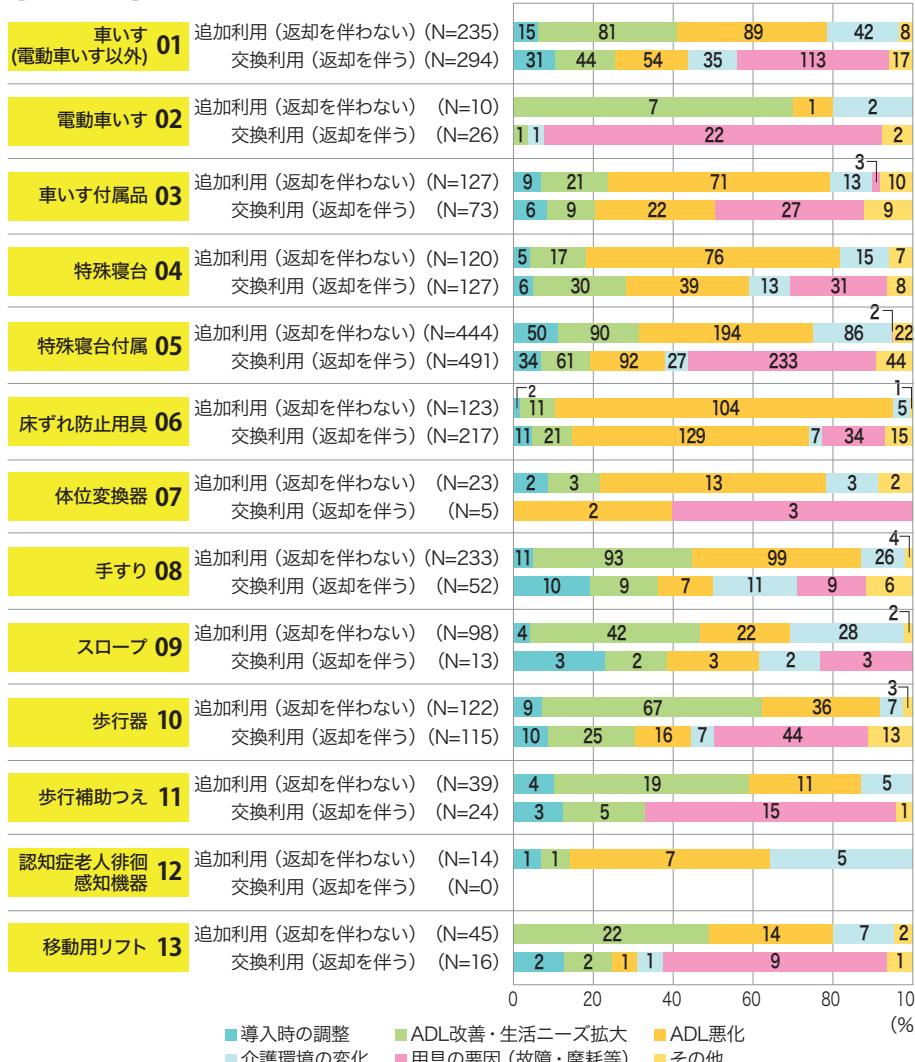
出典：「状態像に応じた福祉用具の交換利用の効果に関する調査」H22年3月に本福祉用具協会

利用者の状態の変化に応じて、その時点での利用者の状態に最適な用具を利用します。
福祉用具の返却や追加、交換を行う目的には以下のようないくつかのパターンがあります。

- ・導入時の適合・調整
- ・ADL改善、生活行動範囲の拡大による交換・追加
- ・ADL低下による交換・返却
- ・介護環境の変化による交換
- ・用具の要因による交換

交換・追加利用の発生状況

【記録シート】貸出の際の理由（福祉用具別）



1か月間の用具の貸出の記録を分析し、福祉用具別、目的別に集計したものです。
(新規利用者への貸出は除く)

福祉用具の種類によって、貸出が発生する頻度や追加、交換の目的が異なることがわかります。

おわりに

この資料集は、平成23年度老人保健事業推進費補助金事業（老人保健健康増進等事業分）として、日本福祉用具供給協会が実施した「高齢者施設等における福祉用具利用と効果的な運用体制に関する調査研究事業」の成果であり、事業の一環として実施したアンケート調査およびヒアリング調査の結果に基づいて、作成されたものです。

調査にご協力いただきました施設の皆様に厚く御礼申し上げます。この資料集が少しでも多くの高齢者施設や福祉用具関係者の皆様に活用され、福祉用具貸与サービスに対する利用者の皆さまの理解のために役立てていただければ幸いです。

平成24年3月
社団法人日本福祉用具供給協会

高齢者施設等における福祉用具利用と効果的な運用体制に関する調査
(調査の概要)

平成24年3月 発行

発行者 **社団法人 日本福祉用具供給協会**

〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-6-13 3F
TEL. 03-3234-8281
FAX. 03-3288-3077

本事業は、平成23年度老人保健事業推進費補助金(老人保健健康増進等事業分)の助成を受けて行ったものです。